

基監発第 0330001 号

平成 21 年 3 月 30 日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局監督課長

(契印省略)

新規学校卒業者の入職時期繰下げ等への対応に当たって
留意すべき事項について

新規学校卒業者の採用内定取消し等への対応については、平成 5 年 7 月 1 日付け基監発第 24 号「「新規学校卒業者の採用に関する指針」について留意すべき事項について」（平成 21 年 1 月 19 日基監発第 0119001 号により一部改正。以下「24 通達」という。）等をもって示したところであるが、入職時期繰下げ等への対応については、24 通達等によるほか、下記に留意の上、遺憾なきを期されたい。

記

1 職業安定機関との連携

新規学校卒業者の採用内定取消し及び入職時期繰下げの事案については、事業主より公共職業安定所に対し事前通知されることとされている（職業安定法施行規則第 35 条第 2 項第 3 号）が、この入職時期繰下げ事案のうち「自宅待機」の事案（休業手当の不払のおそれがないと認められるものを除く。）については、平成 21 年 3 月 30 日付け職若発第 0330001 号「新規学校卒業者の入職時期繰下げ等の取扱い及び事業主指導等に当たっての留意事項について」（以下「安定局通知」という。）に基づき、公共職業安定所から労働基準監督機関に対し情報提供されること。

なお、安定局通知の記 1 (2)において、入職時期繰下げについて、「①採用内定の際に定められていた入社日は変更しないものの、事業主の都合により休業させ、実際の就業をさせない措置（以下「自宅待機」という。）」、「②事業主の都合により、採用内定の際に定められていた入社日を延期する措置（以下「入社日の延期」とい

う。)」と分類されているものであること。

2 監督指導

上記1により公共職業安定所から情報提供された安定局通知の記1(2)①の「自宅待機」の事案に係る事業場に対しては、労働基準法第26条に定める休業手当の支払の有無を中心に速やかに監督指導を行うこと。

3 啓発指導等

採用内定取消し、入職時期繰下げ等に関し、解雇、労働条件の変更等について労働契約法や裁判例等に照らして不適切な取扱いが行われることがないよう、あらゆる機会をとらえて、適切な労務管理の必要性について啓発指導を行うこと。その際、安定局通知の記1(2)②の「入社日の延期」を行う場合には、原則として採用内定者の合意を得る必要があることに留意すること。なお、啓発指導の過程において、労働基準関係法令違反のおそれがあると認めた事案については、別途速やかに監督指導を実施すること。

また、採用内定取消し、入職時期繰下げ等に係る相談が寄せられた場合には、24通達に基づき、公共職業安定所等に設置されている採用内定取消しに関する相談窓口の紹介を行うこと。

さらに、相談者が個別労働紛争解決制度による処理を求める意思を示している場合には、24通達に基づき、総合労働相談コーナーに取次ぎを行うこと。